



令 2 廃リ 対 策 第 8 1 号
令和 2 年(2020年) 4 月 2 0 日

各関係団体の長 様

山口県環境生活部長



産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等に関する報告書の提出について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の3第7項の規定に基づき、前年度に産業廃棄物の処理を委託し、産業廃棄物管理票の交付実績がある場合、毎年6月30日までに報告書を作成し、提出することとなっておりますので、当該提出について遺漏なきよう、下記について貴会員へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 提出対象者

平成31年度（令和元年度）に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した者（平成31年度（令和元年度）の交付状況についての提出です。）

2 提出様式

法施行規則 様式第三号（別紙1参照）

3 提出先等

(1) 下関市を除く山口県内の排出事業場

排出事業場の所在地を管轄する県健康福祉センター（別紙2参照） 正副2部

※様式第三号による提出に代えて、下記ウェブページから電子申請による提出もできます。

（山口県産業廃棄物管理システム：<https://haikibutsu.pref.yamaguchi.lg.jp/apply/index.php>）

(2) 下関市内の排出事業場

下関市環境部廃棄物対策課 1部

4 その他

(1) 提出者は、産業廃棄物の処理委託契約を締結した所属長として支障ありません。

(2) 電子マニフェストを利用して産業廃棄物の処理を委託したものについては、提出不要です。

(3) 提出様式、記入例等を県ウェブページ等に掲載していますので参考にしてください。

- ・ 山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課ウェブページ

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/12sanpai/manifesto.html>

- ・ 下関市環境部廃棄物対策課ウェブページ

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1424676950983/index.html>

廃棄物・リサイクル対策課
産業廃棄物指導班
TEL：083-933-2988
FAX：083-933-2999

提出先一覧

提出先	所在地・電話番号	管轄区域
山口県岩国健康福祉センター (山口県岩国環境保健所) 生活環境課 廃棄物・環境指導班	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1 0827-29-1524	岩国市、和木町
山口県柳井健康福祉センター (山口県柳井環境保健所) 生活環境課 環境薬事班	〒742-0031 柳井市南町3-9-3 0820-22-3631	柳井市、周防大島町、 上関町、田布施町、 平生町
山口県周南健康福祉センター (山口県周南環境保健所) 生活環境課 廃棄物・環境指導班	〒745-0004 周南市毛利町2-38 0834-33-6429	周南市、下松市、光市
山口県山口健康福祉センター (山口県山口環境保健所) 生活環境課 廃棄物・環境指導班	〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1 083-934-2536	山口市、防府市
山口県宇部健康福祉センター (山口県宇部環境保健所) 生活環境課 廃棄物対策班	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50 0836-39-9865	宇部市、 山陽小野田市、美祢市
山口県長門健康福祉センター (山口県長門環境保健所) 生活環境課 環境薬事班	〒759-4101 長門市東深川1344-1 0837-22-2811	長門市
山口県萩健康福祉センター (山口県萩環境保健所) 生活環境課 環境薬事班	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1 0838-25-2666	萩市、阿武町
下関市環境部廃棄物対策課	〒751-0847 下関市古屋町1-18-1 083-252-0978	下関市

山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	〒753-8501 山口市滝町1-1 TEL 083-933-2988、FAX 083-933-2999
--------------------------	--

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和 年度)

山口県知事

様

報告者

住 氏 所 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

令和 年 月 日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 7 項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業 種		電話番号						
事業場の所在地										
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
1										
2										
3										
4										

備考

- この報告書は、前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までに交付した産業廃棄物管理票について 6 月 30 日までに提出すること。
- 同一の都道府県 (政令市) の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が 2 以上ある場合には、これらの事業場を 1 としてまとめて提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬委託先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

関係団体送付先

名称	郵便番号	住所
山口県経営者協会	753-0074	山口県山口市中央5-2-31
山口県商工会連合会	753-0074	山口県山口市中央4-5-16
山口県商工会議所連合会	750-8513	山口県下関市南部町21-19
山口県中小企業団体中央会	753-0074	山口県山口市中央4-5-16
(一社)山口県自動車整備振興会	753-0821	山口県山口市葵1-5-58
(一社)山口県建設業協会	753-0074	山口県山口市中央4-5-16
(一社)山口県建築協会	753-0074	山口県山口市中央4-5-16
(一社)山口県住宅建設協会	753-0811	山口県山口市維新公園二丁目1-10
(一社)山口県造園建設業協会	753-0831	山口県山口市平井634番地1 K'sビル2階
山口県港湾建設協会	753-0823	山口県山口市若宮町8-22-15 アンフォーラ若宮 1階
(一社)山口県電業協会	754-0002	山口市小郡下郷793-3 第一中央ビル6階
山口県管工事工業協同組合	753-0814	山口県山口市吉敷下東2-1-3
山口県農業協同組合中央会	754-8585	山口県山口市小郡下郷2139
(一社)山口県産業廃棄物協会	753-0814	山口県山口市吉敷下東1-3-24
(一社)山口県医師会	753-0814	山口県山口市吉敷下東3-1-1
(一社)山口県病院協会	753-0814	山口県山口市吉敷下東3-1-1
(一社)山口県薬剤師会	753-0814	山口県山口市吉敷下東3-1-1
(公社)山口県獣医師会	754-0002	山口県山口市小郡下郷1080番地3